

**年 金 あ れ こ れ**

**年金請求書が送られてきたら**



年金を請求される方の利便性の向上と裁定請求もれを防ぐため、老齢年金の受給資格期間を満たした方には、日本年金機構が管理している年金加入記録等をあらかじめ印字した年金請求書（裁定請求書）が、60歳または65歳に到達する3か月前に送付されます。

年金請求書が届いたら、記載事項を確認し、忘れずに年金の請求をおこなってください。

年金の請求は、誕生日の前日からできます。

また、受給資格が確認できない方には、60歳に到達する3か月前に「年金に関するお知らせ（ハガキ）」が送付されます。

**年金請求書が事前送付される方**

- 老齢基礎年金の受給資格を満たしており、女性60歳・男性61歳に特別支給の厚生年金の受給権が発生する方。
- 65歳到達者で、老齢基礎年金、老齢厚生年金の受給権が発生している方。
- 60歳から64歳の間に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生しているにもかかわらず、年金の請求がされていない方。

**保険料納付を忘れずに・・・納めて安心国民年金**

■お問い合わせ：住民課お客さま窓口係 TEL 32-2500

**こ れ か ら の 家 庭 教 育**

～子どもの将来のために今できること～

生まれたときは何もできなかった子どもが、大きくなるにつれて色々なことができるようになると、親としてはうれしいものです。しかしそれと同時に、子どもにもっと良い人生を送って欲しいと思う「欲」と、失敗したり、つらい思いをして欲しくないという「不安」も親の心には芽生えます。

子どもが大きな失敗をしたり、難しい問題に直面して悩んでいる時、親はどのような行動をとらなくてはならないのでしょうか。次のA、Bを読んで考えてみましょう。

- A) 問題を解決してあげて、今度は問題に直面しないように準備してあげる。
- B) 親は直接手を出さず、子どもに失敗させながらも、自分で問題解決させるための支援をする。

親が子どもの目の前に続く道の障害物を取り除いてしまえば、子どもは歩くことはできても、これから出てくる険しい道の歩き方はわかりません。「欲」や「不安」に惑わされず、うまくできなかった時は、「そうかそうか」と聞くだけで良いのです。子どもは自分で考えて、次はこうしようと学びます。次もうまくいかないかもしれないけれど、その小さな積み重ねが、いつか大きな挫折を味わった時に、ポキンと折れてしまわない強い心を育て、親の手を離れたとき、子どもが社会で活躍する力になるのではないのでしょうか。

